

ご 案 内

大分学研究会は、各地に個性あふれる魅力が点在するおおいたについて、多面的側面から、地域ごとに異なる魅力や特色を調査・研究することによって、それぞれの地域で育まれてきた豊かな資源を磨くとともに、地域で活動している人たちのネットワークを構築し、おおいた全体として観光・地域振興に資することを目的に、2011年7月に発足しました。

その後、研究者のみならず、おおいたのことをもっとよく知りたい、もっと広く知ってもらいたい、そしておおいたのためになることをもっとしたいという多くの皆さまの参加を得て、設立1周年を迎えた2012年7月に、運営の透明性と社会的責務を明確にするとともに、おおいたの魅力を実際に体験できる事業にも新たに組み込むため、一般社団法人として大きくステップアップしました。そして、奇数月には例会、偶数月には体験ツアーを実施しているほか、2013年からは11月3日(文化の日)に大分県全体を対象にした初めての検定となる「しんけん大分学検定」の実施、これまでの研究会活動の成果を問う『大分学研究叢書』の創刊、大分学検定対応の『まるごとわかる大分県』の編集、こども検定の実施、大分合同新聞朝刊「教えてぶんぶん!大分学」への原稿提供などを行ってきました。今年度からは新たに、文化庁の助成を受けて「おおいた遺産活性化委員会」事務局業務、職業訓練校や短期大学での大分学の講義などにも取り組むことにしています。

つきましては、設立6周年を迎える今年、幅広く新たな会員を広く募集いたしますので、当研究会の趣旨に賛同しおおいたのことをもっと知りたい、もっと楽しみたい、そしてもっと良くしたいと願う多くの皆さまのご入会をお待ちしています。なお、今ご入会の場合は、2017年度会員として会員資格が2018年6月30日までとなります。

2017年5月

一般社団法人大分学研究会

副会長	桑野 和泉	(株)由布院玉の湯代表取締役社長
	橋本 正恵	かまえブルーツーリズム研究会会長
	平岩禎一郎	佐伯印刷(株)代表取締役社長
	宮田 静一	安心院グリーンツーリズム研究会会長
代表理事	檜本 譲司	事務局長・元大分県企画振興部長
理 事	小野 秀幸	(株)まるひで代表取締役
	土井 克也	ポータルインサービス(有)代表取締役
	長野 景一	(有)大分合同新聞社代表取締役社長
	漢 晋一郎	(株)シティタクシーホールディングス専務取締役

おおいたの魅力を多面的に明らかにし、トコトン楽しむ

一般社団法人大分学研究会 <http://www.oitagaku.com/>

事務局 〒870-0021 大分市府内町 3-8-11

TEL 097-538-9731 携帯 080-8573-6130

FAX 097-538-9724 [Email : oitagaku@gmail.com](mailto:oitagaku@gmail.com)

一般社団法人大分学研究会会員規約

1. 目的

この規程は、一般社団法人大分学研究会(以下、「当会」という)定款に定めるもののほか、会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会員の種類及び権利

会員は、次の3種類とする。

- ① 個人会員：すべての事業に会員本人が参加可能
- ② 家族会員：すべての事業に、会員本人及び入会時に登録された同一世帯の家族全員が参加可能
- ③ 団体会員
 - ・すべての事業に10名まで参加可能
 - ・定款第3条に規定する事業における優先権

3. 会費

会費は、次の年会費のみとし、入会金は徴しない。なお、年会費は、当会の事業年度(毎年7月1日から翌年の6月30日まで)ごとに徴するものとする。

- ① 個人会員：年会費 2,000 円
- ② 家族会員：年会費 3,000 円
- ③ 団体会員：年会費 20,000 円

4. 会費の納入

会費の納入は、次のいずれかで行うものとする。

- ① 当会名義の銀行口座への振り込み(振込手数料は会員の負担とする)
- ② 当該事業年度で最初に参加する事業(例会を含む)の際に現金で納入
- ③ 当会の事務所へ直接現金で納入

5. その他

- ① この規約は、平成24年7月10日から施行する。
- ② このほか、必要な事項は理事と協議のうえ代表理事が定める。

【参考】一般社団法人大分学研究会(平成27年6月16日変更)定款抜粋

(目的)

第3条 当法人は、おおいたの特徴である様々な地域文化・地域資源を多面的に研究するとともに、それらを享受するための物品・手段及び情報を社員並びに会員その他(以下、「会員等」という)に斡旋・提供することによって地域間の交流を促進し、もって地域の振興を図ることを目的とし、その目的に資するための次の事業を行う。

- (1) おおいたの魅力が多面的に知るための研究及び教育活動、情報の発信、出版並びに情報発信ツールの販売に関する事業
- (2) 会員等が中心となって行うおおいたの地域振興に資する事業の企画・運営・申請業務等を受託する事業
- (3) おおいた各地の魅力を楽しむための移動手段を会員等に企画・斡旋する事業
- (4) おおいた産の物品及びこれを使った飲食を会員等に企画・斡旋する事業
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(入社及び入会)

第5条 当法人に次の社員及び会員を置く。

- (1) 社員 当法人の目的に賛同し、入社した個人及び団体
- (2) 会員 当法人の事業に参画するために入会した個人及び団体

2 (略)

3 社員及び会員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等の負担)

第6条 社員は、(略)

2 会員は、当法人の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員及び会員の資格喪失)

第7条 社員及び会員は、次項(1)から(4)の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

2 (略)

- (1) 退社又は退会したとき
- (2) 1年以上会費を滞納したとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 総社員の同意があったとき

(略)

(退社及び退会)

第8条 社員及び会員は、いつでも退社及び退会することができる。

2 ただし、既に納入した入会金及び会費は返還しないものとする。

FAX 宛先：097-538-9724

一般社団法人大分学研究会代表理事あて

一般社団法人大分学研究会

2017 年度 (2017 年 7 月～2018 年 6 月) 入会申込書

2017 年 月 日

一般社団法人大分学研究会定款及び会員規約に従い、次のとおり入会したいので申し込みます。

① 氏名又は団体名 _____

② 会員の種類 　　いずれかに○をしてください。

個人会員

家族会員

【家族会員を選択した場合】登録する同一世帯の家族名

団体会員

【団体会員を選択した場合】代表者名 _____

事務担当者名 _____

③ ご住所 　　〒 _____

④ FAX 又は E-mail _____

⑤ 会員名簿に掲載する所属欄 _____

【団体会員は不要】

⑥ 連絡先(携帯)TEL _____

⑦ その他連絡事項
